

03977

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日)

## 鳥取県告示第二百六十六号

教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免 許 状 の 種 類	番 号	氏 名	本 籍 地
高等學校教諭 二級普通免許状	昭四一高二 普第七号	東 貞子	鳥取県

## 鳥取県告示第二百七十七号

鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号)第五条第一項に規定する豚の定期種牡畜検査を実施するので、同条例同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査期日	検査時間	検査場所
四月十七日	午前九時	八頭郡船岡町 船岡家畜市場
四月十八日	午前九時	鳥取市国安 鳥取家畜市場
四月十九日	午前九時	倉吉市八屋 倉吉家畜市場

教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年四月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免 許 状 の 種 類	番 号	氏 名	本 籍 地
幼稚園教諭 二級普通免許状	昭四一幼二 普第一号	福 永 良 子	鳥取県

第一二号	森 脇 悅 子	島 根 県
第一三号	中 沢 輝 代	鳥 取 県

四月二十一日	午前十時	西伯郡淀江町	淀江家畜市場
四月二十二日	午後一時	米子市勝田町	米子家畜市場
四月二十三日	午前九時	米子市富益	富益検査場
	午前十時	境港市余子	余子検査場

## 選舉管理委員會告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百六十二条第一項第三号に規定する施設について、倉吉市選挙管理委員会から次のとおり指定を解除した旨の報告があつた。

昭和四十二年四月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長  
加藤定治

國府公民館  
倉吉市國府

鳥取県公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十五号  
道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

鳥取県公安委員会委員長 沢住辰蔵

一 聽聞の期日及び場所

昭和四十二年四月十七日午前九時三十分から

米子市糀町 米子警察署会議室

1	東伯郡東伯町大字徳方六二六	平田篤胤
2	東伯郡東伯町大字古長三二九	生田茂
3	東伯郡東伯町大字浦安二一八	井上
4	東伯郡赤崎町大字保横山アパート内	石川高義
5	東伯郡赤崎町大字竹内三三二七	川村上博
6	西伯郡中山町大字田中七五五六	高村明巧
7	米子市両三柳四四六六	川崎英夫
8	米子市両三柳二二七一	永清令夫
9	米子市東福原九五〇の一	黒田哲夫
10	米子市立町二丁目七	藤原祥二
11	米子市今在家三二一	操
12	米子市西福原大向堂北一一六八の二	松田夷一
13	米子市二本木二九六	奥高明
14	米子市大篠津町一二七〇	河野明
15	米子市蚊屋九九の五	田中静明
16	米子市上福原一八〇四の一	田武功
17	西伯郡大山町妻木六五九	田多恵子
18	西伯郡大山町莊田六五九	田亨
19	西伯郡大山町妻木九七〇	藤薰
20	西伯郡西伯町上中谷二二九四の三	木村正博
21	境港市小篠津町六八	木村正博
22	境港市小篠津町三軒屋五四三五	木村正博

## 鳥取県公報

23 口輪船は床屋大作は限 | ヤハ〇〇〇 | 機田 帳  
24 口輪船口輪船大作は限 | 三田 史 | 盛  
25 口輪船口輪船大作は限 | 鈴田 樹 | 盛

## 公 告

職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条の規定に基づき、昭和42年度の機械工、仕上工、板金工、左官、タイル張り工、ブロック建築工、建築塗装工及び広告美術工に係る2級の技能検定を行なうので、職業訓練法施行規則（昭和33年労働省令第16号）、第48条において準用する同規則第30条第3項の規定により、次のとおり公告する。

昭和42年4月4日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 1 実施する試験 学科試験

## 2 試験の実施期日及び実施場所

職	種	実 施 期 日	実 施 場 所
機械工、仕上工、板金工、左官、 タイル張り工、建築塗装工、 ブロック建築工、建築塗装工、 広告美術工		昭和42年9月10日(日)	鳥取市、米子市
		昭和42年9月17日(日)	鳥取市、米子市

## 3 受験申請の手続

## (1) 提出書類

イ 2級技能検定受験申請書（以下「申請書」という。）

ロ 学科試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

## (2) 提出先

鳥取市東町1丁目鳥取県商工労働部職業安定課

## (3) 受付期間

職	種	受付期間
機械工、仕上工、板金工、左官、タイル張り工	昭和42年4月20日(木)から 昭和42年4月28日(金)まで	
ブロック建築工、建築塗装工、広告美術工	昭和42年5月12日(金)から 昭和42年5月20日(土)まで	

郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。

## (4) 受験申請に関する注意

イ 申請書の用紙及び受験案内書は、鳥取県商工労働部職業安定課で交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「2級技能検定受験申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、15円切手をはつたもの）を同封すること。

ロ 申請書を郵送する場合又は申請書及び3(1)ロに規定する書面を郵送する場合は、これらを同封のうえ、書留郵便とし、封筒の表面に「2級技能検定受験申請書在中」と朱書きすること。

## 4 受験手数料及びその納付方法等

## (1) 学科試験の手数料 500円

(2) 納付方法(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を申請書にはつて納付すること。

この場合、鳥取県収入証紙に消印をしないこと。

なお、学科試験の全部の免除を受けようとする場合は、手数料の納付を要しない。

## (3) その他

受験申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受け

なかつた場合でも、手数料は返還しない。

5 合格者の発表等

- (1) 学科試験の合格者は、昭和42年11月下旬に書面で通知する。

- (2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名を昭和42年11月下旬に鳥取県公報で公告するほか、合格者に合格証明書を交付する。

6 その他

- 2級の技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部職業安定課に問い合わせること。